

(申請者) 殿

水産庁長官

キャビア輸出・再輸出のための施設登録書 (※) (更新)

平成 年 月 日に (更新意向) 申請のあった施設について、ワシントン条約決議12.7「チョウザメ類及びヘラチョウザメ類の保存及び取引」を満たす施設として、下記のとおり登録します。

記

1. 申請者

申請者名：

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

郵便番号、住所：

(法人にあつては郵便番号及び所在地)

2. 登録を受ける施設

施設名：

郵便番号、所在地：

3. 登録事項 (養殖・加工・再包装のうちから該当するものを記載)

4. 登録番号

5. 登録の有効期間

本日より1年間 (平成 年 月 日まで)

(更新意向申請の場合、「直近の登録書の有効期間の満了の日の翌日から1年間 (平成 年 月 日まで)」)

6. 取り扱うチョウザメ類又はヘラチョウザメ類の種、出所及び原産国

(登録事項ごとに以下の表を作成)

種	出 所	原産国

(※) 下線部は、更新意向申請の場合に記載